

質問書に対する回答

件名) 常磐自動車道 宮田川橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	01_入札公告 (説明書) P.8 評価基準	技術提案の不採用となる事象の1つに「当該工事の設計図書に適合しない場合」と記載がございます。設計図書で標準とされる橋軸直角方向の継手構造 (ループ継手) について、試験方法442 (NEXCO試験方法 (第4編) 構造関係試験方法に規定されている「プレキャストPC床版接合部の疲労耐久性試験方法」) で品質証明 (NEXCO総研の認証済) された別の継手構造 (開発継手) に変更することは、設計図書に適合する技術と考えてよろしいでしょうか。	質問事項に示される継手構造の変更は設計図書に適合しない内容であるため提案された場合は不採用となります。
2	09_技術提案書作成説明書 5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料	載上の注意事項において「②技術提案に記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること」と記載がございますが、余白・行間・文字間隔・文字数等に留意すべき事項がございましたら、ご教示願います。	判読可能なものであれば余白・行間・文字間隔・文字数等の制約がありません。
3	02_特記仕様書 P.18 20-1 特許権等の使用	「本工事宮田川床版取替については、橋軸直角方向に分割され、接合断面に凹凸のガイドピンの継手構造を有するプレキャストPC床版とする」と記載がございます。特許第6323776号一橋軸直角方向に分割した床版取替工法、特許第6150138号一プレキャストPC床版橋軸直角方向のガイドピンを有する継手構造を必ず使用することを求めているのでしょうか。もしくは、当該工法を使用する場合は実施料を工事価格に計上することを記述しているものであり、別工法を使用することを妨げるものではないと考えてよろしいでしょうか。(工法変更は監督員と受注者で協議し、詳細設計において定める考え)	特許第6323776号及び第6150138号を有する継手構造を必ず使用する必要があります。ただし、監督員が必要と認めた場合、協議の対象となります。